

総行住第34号
令和7年3月7日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

今般、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正事項

- 1 令和6年度地方分権改革に関する提案募集において、住民票の写し等の交付請求の際の押印を廃止する提案があったことを踏まえ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付請求等の際の押印を廃止したこと。
- 2 令和6年度地方分権改革に関する提案募集において、住民からの申出による転入日や転出日などの修正における、市町村間の通知の統一的な方針を求める提案があったことを踏まえ、転入地の市町村長は、転入通知をした後に転入をした年月日を修正する場合には、改めて修正後の転入をした年月日を転出地の市町村長に連絡することが適当である旨を追記したこと。

第2 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第3 実施期日

この通知は、通知の日から実施する。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課

小泉係長、杉浦官、栗原官、堀谷官

03-5253-5517（直通）